

誓 約 事 項

- 1 使用水の水質は関係法令に基づき、適切に管理します。
- 2 給水装置は、日ごろより点検し善良な管理に努めます。
- 3 水道水を給水装置内において長期間滞留させた場合には、水質を検査するとともに、水質が劣化している場合には、必要な措置を講じます。
- 4 地下水等の減量又は廃止により水道水使用量が増加する場合には、事前に管理者と協議し、その指示に従います。
- 5 水道水のバックアップ使用に当たって事前に管理者に報告します。
- 6 届出事項（添付書類含む。）に変更が生じたときは、速やかに届出をします。
- 7 権利移転等の場合には、承継者に上記誓約事項を引き継ぎます。

届出者 住所又は所在地
(併用者)

氏名又は
名称及び代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください。)